

墨田区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

(案) 新旧対照表

改 正 案	現 行																																																																																																							
<p>(特例による許可)</p> <p>第13条 次の各号のいずれかに掲げる建築物は、当該許可の範囲内において、この条例の規定を適用しない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 〔略〕 <p>別表第1</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東京都市計画両国南地区地区整備計画区域</td> <td>〔略〕</td> </tr> <tr> <td>東京都市計画緑二・三丁目地区地区整備計画区域</td> <td>〔略〕</td> </tr> <tr> <td>東京都市計画亀沢地区地区整備計画区域</td> <td>〔略〕</td> </tr> <tr> <td>東京都市計画錦糸公園周辺地区地区整備計画区域</td> <td>〔略〕</td> </tr> <tr> <td>東京都市計画曳舟駅周辺地区地区整備計画区域</td> <td>平成13年墨田区告示第245号、平成15年墨田区告示第15号及び平成21年墨田区告示第356号に定める東京都市計画曳舟駅周辺地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域</td> </tr> <tr> <td>東京都市計画押上・業平橋駅周辺地区地区整備計画区域</td> <td>〔略〕</td> </tr> </tbody> </table> <p>別表第2</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>地区整備計画区域の名称</th> <th>地区の名称</th> <th>区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東京都市計画亀沢地区地区整備計画区域</td> <td>〔略〕</td> <td>〔略〕</td> </tr> <tr> <td></td> <td>〔略〕</td> <td>〔略〕</td> </tr> <tr> <td></td> <td>〔略〕</td> <td>〔略〕</td> </tr> <tr> <td></td> <td>〔略〕</td> <td>〔略〕</td> </tr> <tr> <td></td> <td>〔略〕</td> <td>〔略〕</td> </tr> <tr> <td></td> <td>〔略〕</td> <td>〔略〕</td> </tr> <tr> <td>東京都市計画曳舟駅周辺地区地区整備計画区域</td> <td>東京都市計画曳舟駅周辺地区地区整備計画区域京成曳舟駅前東第3地区</td> <td>平成21年墨田区告示第356号に定める東京都市計画曳舟駅周辺地区地区整備計画区域のうち、京成曳舟駅前東第3地区に定められた地区</td> </tr> <tr> <td></td> <td>東京都市計画曳舟駅周辺地区地区整備計画区域鉄道地区</td> <td>平成21年墨田区告示第356号に定める東京都市計画曳舟駅周辺地区地区整備計画区域のうち、鉄道地区に定められた地区</td> </tr> <tr> <td>東京都市計画押上・業平橋駅周辺地区地区整備計画区域</td> <td>〔略〕</td> <td>〔略〕</td> </tr> <tr> <td></td> <td>〔略〕</td> <td>〔略〕</td> </tr> <tr> <td></td> <td>〔略〕</td> <td>〔略〕</td> </tr> </tbody> </table> <p>別表第3 〔別紙のとおり〕</p>	名称	区域	東京都市計画両国南地区地区整備計画区域	〔略〕	東京都市計画緑二・三丁目地区地区整備計画区域	〔略〕	東京都市計画亀沢地区地区整備計画区域	〔略〕	東京都市計画錦糸公園周辺地区地区整備計画区域	〔略〕	東京都市計画曳舟駅周辺地区地区整備計画区域	平成13年墨田区告示第245号、平成15年墨田区告示第15号及び平成21年墨田区告示第356号に定める東京都市計画曳舟駅周辺地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域	東京都市計画押上・業平橋駅周辺地区地区整備計画区域	〔略〕	地区整備計画区域の名称	地区の名称	区域	東京都市計画亀沢地区地区整備計画区域	〔略〕	〔略〕		〔略〕	〔略〕		〔略〕	〔略〕		〔略〕	〔略〕		〔略〕	〔略〕		〔略〕	〔略〕	東京都市計画曳舟駅周辺地区地区整備計画区域	東京都市計画曳舟駅周辺地区地区整備計画区域京成曳舟駅前東第3地区	平成21年墨田区告示第356号に定める東京都市計画曳舟駅周辺地区地区整備計画区域のうち、京成曳舟駅前東第3地区に定められた地区		東京都市計画曳舟駅周辺地区地区整備計画区域鉄道地区	平成21年墨田区告示第356号に定める東京都市計画曳舟駅周辺地区地区整備計画区域のうち、鉄道地区に定められた地区	東京都市計画押上・業平橋駅周辺地区地区整備計画区域	〔略〕	〔略〕		〔略〕	〔略〕		〔略〕	〔略〕	<p>〔同左〕</p> <p>第13条 次の各号の一に掲げる建築物は、当該許可の範囲内において、この条例の規定を適用しない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 〔略〕 <p>別表第1</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東京都市計画両国南地区地区整備計画区域</td> <td>〔略〕</td> </tr> <tr> <td>東京都市計画緑二・三丁目地区地区整備計画区域</td> <td>〔略〕</td> </tr> <tr> <td>東京都市計画亀沢地区地区整備計画区域</td> <td>〔略〕</td> </tr> <tr> <td>東京都市計画錦糸公園周辺地区地区整備計画区域</td> <td>〔略〕</td> </tr> <tr> <td>東京都市計画曳舟駅周辺地区地区整備計画区域</td> <td>平成13年墨田区告示第245号及び平成15年墨田区告示第15号に定める東京都市計画曳舟駅周辺地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域</td> </tr> <tr> <td>東京都市計画押上・業平橋駅周辺地区地区整備計画区域</td> <td>〔略〕</td> </tr> </tbody> </table> <p>別表第2</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>地区整備計画区域の名称</th> <th>地区の名称</th> <th>区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東京都市計画亀沢地区地区整備計画区域</td> <td>〔略〕</td> <td>〔略〕</td> </tr> <tr> <td></td> <td>〔略〕</td> <td>〔略〕</td> </tr> <tr> <td></td> <td>〔略〕</td> <td>〔略〕</td> </tr> <tr> <td></td> <td>〔略〕</td> <td>〔略〕</td> </tr> <tr> <td></td> <td>〔略〕</td> <td>〔略〕</td> </tr> <tr> <td></td> <td>〔略〕</td> <td>〔略〕</td> </tr> <tr> <td></td> <td>〔略〕</td> <td>〔略〕</td> </tr> <tr> <td>東京都市計画曳舟駅周辺地区地区整備計画区域</td> <td>〔新設〕</td> <td>〔新設〕</td> </tr> <tr> <td></td> <td>〔新設〕</td> <td>〔新設〕</td> </tr> <tr> <td>東京都市計画押上・業平橋駅周辺地区地区整備計画区域</td> <td>〔略〕</td> <td>〔略〕</td> </tr> <tr> <td></td> <td>〔略〕</td> <td>〔略〕</td> </tr> <tr> <td></td> <td>〔略〕</td> <td>〔略〕</td> </tr> </tbody> </table> <p>別表第3 〔別紙のとおり〕</p>	名称	区域	東京都市計画両国南地区地区整備計画区域	〔略〕	東京都市計画緑二・三丁目地区地区整備計画区域	〔略〕	東京都市計画亀沢地区地区整備計画区域	〔略〕	東京都市計画錦糸公園周辺地区地区整備計画区域	〔略〕	東京都市計画曳舟駅周辺地区地区整備計画区域	平成13年墨田区告示第245号及び平成15年墨田区告示第15号に定める東京都市計画曳舟駅周辺地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域	東京都市計画押上・業平橋駅周辺地区地区整備計画区域	〔略〕	地区整備計画区域の名称	地区の名称	区域	東京都市計画亀沢地区地区整備計画区域	〔略〕	〔略〕		〔略〕	〔略〕		〔略〕	〔略〕		〔略〕	〔略〕		〔略〕	〔略〕		〔略〕	〔略〕		〔略〕	〔略〕	東京都市計画曳舟駅周辺地区地区整備計画区域	〔新設〕	〔新設〕		〔新設〕	〔新設〕	東京都市計画押上・業平橋駅周辺地区地区整備計画区域	〔略〕	〔略〕		〔略〕	〔略〕		〔略〕	〔略〕
名称	区域																																																																																																							
東京都市計画両国南地区地区整備計画区域	〔略〕																																																																																																							
東京都市計画緑二・三丁目地区地区整備計画区域	〔略〕																																																																																																							
東京都市計画亀沢地区地区整備計画区域	〔略〕																																																																																																							
東京都市計画錦糸公園周辺地区地区整備計画区域	〔略〕																																																																																																							
東京都市計画曳舟駅周辺地区地区整備計画区域	平成13年墨田区告示第245号、平成15年墨田区告示第15号及び平成21年墨田区告示第356号に定める東京都市計画曳舟駅周辺地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域																																																																																																							
東京都市計画押上・業平橋駅周辺地区地区整備計画区域	〔略〕																																																																																																							
地区整備計画区域の名称	地区の名称	区域																																																																																																						
東京都市計画亀沢地区地区整備計画区域	〔略〕	〔略〕																																																																																																						
	〔略〕	〔略〕																																																																																																						
	〔略〕	〔略〕																																																																																																						
	〔略〕	〔略〕																																																																																																						
	〔略〕	〔略〕																																																																																																						
	〔略〕	〔略〕																																																																																																						
東京都市計画曳舟駅周辺地区地区整備計画区域	東京都市計画曳舟駅周辺地区地区整備計画区域京成曳舟駅前東第3地区	平成21年墨田区告示第356号に定める東京都市計画曳舟駅周辺地区地区整備計画区域のうち、京成曳舟駅前東第3地区に定められた地区																																																																																																						
	東京都市計画曳舟駅周辺地区地区整備計画区域鉄道地区	平成21年墨田区告示第356号に定める東京都市計画曳舟駅周辺地区地区整備計画区域のうち、鉄道地区に定められた地区																																																																																																						
東京都市計画押上・業平橋駅周辺地区地区整備計画区域	〔略〕	〔略〕																																																																																																						
	〔略〕	〔略〕																																																																																																						
	〔略〕	〔略〕																																																																																																						
名称	区域																																																																																																							
東京都市計画両国南地区地区整備計画区域	〔略〕																																																																																																							
東京都市計画緑二・三丁目地区地区整備計画区域	〔略〕																																																																																																							
東京都市計画亀沢地区地区整備計画区域	〔略〕																																																																																																							
東京都市計画錦糸公園周辺地区地区整備計画区域	〔略〕																																																																																																							
東京都市計画曳舟駅周辺地区地区整備計画区域	平成13年墨田区告示第245号及び平成15年墨田区告示第15号に定める東京都市計画曳舟駅周辺地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域																																																																																																							
東京都市計画押上・業平橋駅周辺地区地区整備計画区域	〔略〕																																																																																																							
地区整備計画区域の名称	地区の名称	区域																																																																																																						
東京都市計画亀沢地区地区整備計画区域	〔略〕	〔略〕																																																																																																						
	〔略〕	〔略〕																																																																																																						
	〔略〕	〔略〕																																																																																																						
	〔略〕	〔略〕																																																																																																						
	〔略〕	〔略〕																																																																																																						
	〔略〕	〔略〕																																																																																																						
	〔略〕	〔略〕																																																																																																						
東京都市計画曳舟駅周辺地区地区整備計画区域	〔新設〕	〔新設〕																																																																																																						
	〔新設〕	〔新設〕																																																																																																						
東京都市計画押上・業平橋駅周辺地区地区整備計画区域	〔略〕	〔略〕																																																																																																						
	〔略〕	〔略〕																																																																																																						
	〔略〕	〔略〕																																																																																																						

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

改正案

現行

別表第3

1～4〔略〕

5の1 東京都市計画曳舟駅周辺地区地区整備計画区域曳舟駅前地区

（あ）	（い）	（う）	（え）	（お）	（か）	（き）	（く）	（け）	（こ）	（さ）	（し）
建築してはならない建築物	（あ）の適用除外のもの	建築物の敷地面積の最低限度	建築物の壁面の位置の制限	（え）の適用除外のもの	建築物の高さの最高限度	（か）の適用除外のもの	建築物の容積率の最低限度	（く）の適用除外のもの	建築物の容積率の最高限度	（こ）の適用除外のもの	建築物の建ぺい率の最高限度
風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第6項各号、第7項各号及び第8項から第10項までのいずれかに該当する営業の用途に供するもの		〔略〕	〔略〕	〔略〕							

別表第3

1～4〔略〕

5の1〔同左〕

（あ）	（い）	（う）	（え）	（お）	（か）	（き）	（く）	（け）	（こ）	（さ）	（し）
建築してはならない建築物	（あ）の適用除外のもの	建築物の敷地面積の最低限度	建築物の壁面の位置の制限	（え）の適用除外のもの	建築物の高さの最高限度	（か）の適用除外のもの	建築物の容積率の最低限度	（く）の適用除外のもの	建築物の容積率の最高限度	（こ）の適用除外のもの	建築物の建ぺい率の最高限度
風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第6項各号のいずれかに該当する営業の用途に供するもの		〔略〕	〔略〕	〔略〕							

5の2 東京都市計画曳舟駅周辺地区地区整備計画区域京成曳舟駅前東第1地区

5の2〔同左〕

（あ）	（い）	（う）	（え）	（お）	（か）	（き）	（く）	（け）	（こ）	（さ）	（し）
建築してはならない建築物	（あ）の適用除外のもの	建築物の敷地面積の最低限度	建築物の壁面の位置の制限	（え）の適用除外のもの	建築物の高さの最高限度	（か）の適用除外のもの	建築物の容積率の最低限度	（く）の適用除外のもの	建築物の容積率の最高限度	（こ）の適用除外のもの	建築物の建ぺい率の最高限度
風俗営業等の規制及び業		〔略〕	〔略〕	〔略〕							

（あ）	（い）	（う）	（え）	（お）	（か）	（き）	（く）	（け）	（こ）	（さ）	（し）
建築してはならない建築物	（あ）の適用除外のもの	建築物の敷地面積の最低限度	建築物の壁面の位置の制限	（え）の適用除外のもの	建築物の高さの最高限度	（か）の適用除外のもの	建築物の容積率の最低限度	（く）の適用除外のもの	建築物の容積率の最高限度	（こ）の適用除外のもの	建築物の建ぺい率の最高限度
風俗営業等の規制及び業		〔略〕	〔略〕	〔略〕							

					度	限度				高限度
風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第6項各号、第7項各号及び第8項から第10項までのいずれかに該当する営業の用途に供するもの									[略]	[略]

					度	限度				高限度
風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第6項各号のいずれかに該当する営業の用途に供するもの									[略]	[略]

5の5 東京都市計画曳舟駅周辺地区地区整備計画区域京成曳舟駅前東第3地区

[新設]

(あ)	(い)	(う)	(え)	(お)	(か)	(き)	(く)	(け)	(こ)	(さ)	(し)
建築してはならない建築物	(あ)の適用除外のもの	建築物の敷地面積の最低限度	建築物の壁面の位置の制限	(え)の適用除外のもの	建築物の高さの最高限度	(か)の適用除外のもの	建築物の容積率の最低限度	(く)の適用除外のもの	建築物の容積率の最高限度	(こ)の適用除外のもの	建築物の建ぺい率の最高限度
風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第6項各号、第7項各号及び第8項から第10項までのいずれかに該当する営業の用途に供するもの		500平方メートル	3メートル ただし、平成21年墨田区告示第354号に定めた墨田区画街路第8号線(以下「区画街路8号」という。)を境界にした南側の部分を除き、平成21年墨田区告示第356号に定めた区画道路5号を境界にし	落下物の防護又は外壁の緑化のためのひさし、バルコニーその他これらに類する建築物の部分及びベランダアンデッキ					[略]	[略]	

			た北側の部分については2メートル、区画街路8号を境界にした北側の部分のうち鉄道地区を境界にした部分については1メートル										
--	--	--	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

5の6 東京都市計画曳舟駅周辺地区地区整備計画区域鉄道地区

〔新設〕

(あ)	(い)	(う)	(え)	(お)	(か)	(き)	(く)	(け)	(こ)	(さ)	(し)
建築してはならない建築物	(あ)の適用除外のもの	建築物の敷地面積の最低限度	建築物の壁面の位置の制限	(え)の適用除外のもの	建築物の高さの最高限度	(か)の適用除外のもの	建築物の容積率の最低限度	(く)の適用除外のもの	建築物の容積率の最高限度	(こ)の適用除外のもの	建築物の建ぺい率の最高限度
法別表第2(イ)項第3号に定める事業を営む工場、住宅等並びに風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第6項各号、第7項各号及び第8項から第10項までのいずれかに該当する営業の用途に供するもの ただし、鉄道事業法(昭和61年法律第92号)第8条第1項に規定する鉄道施設及びそれに付属するものを除く。											

区長が公益
上やむを得
ないと認め
るもの

3 上記1及
び2以外で
区長が公益
上やむを得
ないと認め
るもの